

札幌市地区集会所条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市地区集会所条例の一部を改正する条例

札幌市地区集会所条例（昭和 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

「

450 円	600 円	700 円	1,400 円
1,400 円	1,700 円	1,900 円	4,500 円
2,300 円	2,900 円	3,300 円	7,400 円

別表 2 中 を

」

「

500 円	650 円	750 円	1,700 円
1,500 円	1,900 円	2,300 円	5,000 円
2,600 円	3,200 円	3,900 円	8,400 円

に改め、同表備

」

考 2 中「当り」を「当たり」に改め、同表備考 4 中「徴する」を「徴収する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表 2 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

地区集会所の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。